河合塾

● 第3回全統共通テスト模試から見直しておきたい問題

【 問題 】(「歴史総合」)

第1問

問 2　オランダ風説書の提出は，1859 年を最後に行われなくなった。その理由として考えられることを述べた文として最も適当なものを，次の①～④のうちから一つ選べ。 2

① 異国船打払令（無二念打払令）によって，それまで交易が認められていたオランダ船も撃退の対象となったから。

② 旧幕府軍と新政府軍の内戦が起こっており，海外情報に関心を持つ状態ではなくなっていたから。

③ 岩倉（遣外）使節団が帰国して，外国の情報を直接手に入れることができるようになったから。

④ アメリカ領事が駐在するようになり，外国の情報が直接入ってくるようになったから。

【 ポイント 】

正解:④

共通テストの出題形式として特徴的な、「考えられること」として最も適当なものを選ぶ問題です。こうした問題は、会話文や資料などの内容、あるいは問題文に記されている年号や世紀に注目し、その時期に起こった歴史上の出来事を想起することで正解を導きます。本問では問題文の「1859 年」に注目し、選択肢①～④の内容が 1859 年の出来事の理由になり得るかを考察します。①について、オランダ船は異国船打払令（無二念打払令）の対象外であったことから誤文と判断することもできますが、異国船打払令はアヘン戦争でイギリスが清を圧倒したことを背景に 1840 年代に緩和されたため、1859 年の出来事の理由にはなり得ないと判断します。また、②の「旧幕府軍と新政府軍の内戦」、③の「岩倉（遣外）使節団」に注目して、どちらも明治時代の出来事であると考察し、1859 年はまだ江戸時代であることから誤文であると判断できます。念のため④について考察すると、アメリカ領事が日本に駐在する歴史的背景はペリーの来航をきっかけに、1850 年代前半に結ばれた日米和親条約であるため正文となる可能性があります。また、1850 年代後半には日米修好通商条約を始めとする安政の五カ国条約が結ばれましたが、こうした 1850 年代における欧米諸国との接触によってオランダ風説書に頼らずとも外国の情報を入手できるようになったと考えられるため、選択肢の内容はオランダ風説書の提出が途絶えた理由として妥当だと判断できます。

歴史総合の日本史分野については、各選択肢の出来事が江戸・明治・大正・昭和・平成のどの時代に該当するかを考察することで、問題に示されている時期に関連する出来事として妥当であるか否かの判断の精度を高めることができます。そのため、明治元年＝1868 年、大正元年＝1912 年、昭和元年＝1926 年、平成元年＝1989 年であることを把握しておくとよいでしょう。

©Kawaijuku Educational Institution.

【 問題 】(「世界史探究」)

第3問

山　本：ギルドは，組織としての結束が強いと学びました。ギルドに加盟する同業者の間では，製品の品質や販売価格などの面で<u>ⓒ自由競争に基づく経済活動を抑制</u>し，販売や営業についても独占的な権利を持っていました。

問 5　下線部ⓒの事例について述べた文**あ**・**い**の正誤の組合せとして正しいものを，後の①～④のうちから一つ選べ。 20

あ　イギリスでは，地主の要求を背景に，穀物法が制定された。

い　アメリカ合衆国では，革新主義のもとで，トラストの規制が試みられた。

① **あ**―正　**い**―正　　② **あ**―正　**い**―誤

③ **あ**―誤　**い**―正　　④ **あ**―誤　**い**―誤

【 ポイント 】

正解:②

会話文中に付されている下線部ⓒの事例について述べた二つの文(あ・い)の正誤を判断する問題です。このような正誤の組合せ問題は消去法が使えないため、文の内容を丁寧に吟味する必要があります。まず「あ」の文について、19 世紀前半のイギリスでは、フランス第一帝政の崩壊に伴う大陸封鎖令の解除を機に、ヨーロッパ大陸から安価な穀物が流入することを警戒した地主層の働きかけによって、輸入穀物に高関税を課す穀物法が制定されました。よって、文章の内容は正しいです。次に「い」の文について、19 世紀後半のアメリカ合衆国では、大企業のトラスト形成によって市場の独占が進んだことに加え、移民の増加によって都市部における貧困の問題が目立つようになりました。こうした経済格差の拡大を背景に、20 世紀初めには政府が「革新主義」と称される改革を行い、その一環としてトラストを規制することで経済の自由競争を求める政策が展開されました。よって、こちらも文章の内容は正しいです。

「あ」「い」のどちらの文も内容自体は正しいため、①が正解となりそうですが、本問は下線部ⓒの事例、すなわち「自由競争に基づく経済活動を抑制」する例として正しいか否かを判断する問題です。したがって、穀物法の制定について述べている「あ」は下線部ⓒの事例に当てはまりますが、トラストの規制について述べている「い」は下線部ⓒの事例に当てはまらないため誤文となります。このような、選択肢の文の内容自体は正しいが、問題文の条件(本問の場合は「下線部ⓒの事例」)に合致しないため誤文となるパターンが共通テストでは散見されます。共通テストは会話文・資料・グラフ・図版などが用いられるため、1問あたりの情報量が多く、問題文の条件を見落としがちです。「史実であるか否か」といった考察に加えて、「問題文の要求に合致しているか否か」といった点にも留意して、うっかり失点することのないよう丁寧に解きましょう。

©Kawaijuku Educational Institution.